

[文字サイズ変更](#)
[縮小](#) [標準](#) [拡大](#)[ホーム](#) > [暮らしのガイド](#) > 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金のご案内

川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金のご案内

川島町では、補助対象地域において、小型合併処理浄化槽の適正な維持管理を行った場合、補助金を交付します。

対象地域

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により公示した供用開始区域を除く町内全域。

補助対象経費

申請を行う日の前日から過去1年間の保守点検費用及び水質検査費用

平成24年度補助金

補助金の額は、補助対象経費(年3回以上実施した保守点検費用、年1回実施した法定検査費用)の合計額に4分の3を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、15,000円を上限とする。

申請に必要な書類

- ・川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書 [WORD版](#) [PDF版](#)
 - ・「保守点検」(申請日前日、過去1年間に3回以上実施した記録簿と領収書の写しが必要です。)
 - ・「法定検査」(検査結果通知書の写し)※検査結果が不適正の場合は改善したことが確認できるものが必要です。
- 法定検査とは、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行わなければなりません。(埼玉指定の検査機関に依頼してください)
指定検査機関: 社団法人埼玉県環境検査研究協会
さいたま市大宮区上小町1450-11 (電話:048-649-5151)
検査手数料10人槽以下一律 5,000円

・町税に未納がないことの証明書が必要です。

補助の対象となる期間

申請日の前日から過去1年間に実施されたもの

※詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

< 問い合わせ先 >
川島町 町民生活課 生活環境グループ
TEL:049-299-1755
kawajima@alpha.ocn.ne.jp

[◀もどる](#) [▲ページのトップへ](#) [▶ホームへ](#)

川島町役場

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175

電話:049-297-1811 ファックス:049-297-6058

問合せ: 政策推進課 秘書グループ koho@town.kawajima.saitama.jp